

日出町建設工事等設計図書等電子閲覧実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、電子入札システムを利用して日出町が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）及び建設コンサルタント業務等（以下「建設工事等」という。）の競争入札に係る電子閲覧の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 設計図書等 図面、仕様書（特記仕様書を含む。）、設計書、見積りに必要な資料、現場説明書その他の書類をいう。
- (2) 電子閲覧 設計図書等の全部又は一部を大分県共同利用型電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）において閲覧又は取得することをいう。
- (3) 電子データ 設計図書等をPDFファイル形式で作成したものをいう。

(電子閲覧に供する建設工事等)

第3条 電子閲覧に供する建設工事等は、日出町が発注する建設工事等のうち、電子入札システムを利用して、競争入札に付する建設工事等とする。

(電子データの作成)

第4条 前条の規定により対象となった建設工事等に係る電子データは、工事担当課において作成するものとする。

- 2 工事担当課は、電子データ作成を行った後に当該電子データを契約検査室に引き渡し、契約検査室が電子閲覧に供すものとする。
- 3 作成する電子データの用紙サイズは、日本工業規格A3以内の大きさとなるよう調整する。

(電子閲覧の実施方法)

第5条 契約検査室は、前条により提出があった電子データを、一般競争入札にあっては入札公告、指名競争入札にあっては指名結果通知に記載された閲覧期間にあわせて電子入札システムへ掲示し、電子閲覧に供するものとする。なお、電子データの電子入札システムにおける掲示場所については、公告を「案件情報」に掲示し、その他の電子データは「設計書等閲覧」に掲示するものとする。

- 2 電子データの全容量の合計が50メガバイトを超えるときは、50メガバイトを超えない範囲で設計図書等の一部の電子データを作成したものを電子閲覧に供するものとし、設計図書等の全部は別途契約検査室において紙による閲覧を行うものとする。
- 3 第1項の規定により電子閲覧に供した場合において、閲覧希望者から申し出があったとき又は前項の規定により設計図書等の一部を電子閲覧に供するときは、設計図書等の全部の電子データを保存した電子媒体（CD-R等書換えできない媒体）の貸出し等を行うことができるものとする。
- 4 著作権、意匠権、特許権等で保護されており、電子閲覧に供することが不相当と認められる図面等が設計図書等に含まれる場合は、設計図書等の一部又は全部を電子閲覧に供さず、紙による閲覧を行うものとする。

（電子閲覧の周知）

第6条 電子閲覧に供する場合の周知は、一般競争入札においては入札公告により、指名競争入札においては指名通知等により行うものとする。

（補則）

第7条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、平成24年4月1日から施行する。